

## 藤沢市認知症カフェ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知最終改正 老発0805第3号）に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の人、その家族、地域住民等が互いに交流し、認知症についての理解を深めること等を目的として行う認知症カフェ事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で藤沢市認知症カフェ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 認知症カフェとは、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解しあう場として様々な実施主体・方法で開催されるものであり、活動内容は次に掲げるものとする。

- (1) 認知症に関する知識の普及啓発
- (2) 認知症の人同士の仲間づくり、生きがい活動の支援
- (3) 認知症や介護に関する相談、情報提供
- (4) 認知症の人の家族等の交流、孤立防止
- (5) 地域住民の認知症への理解の促進
- (6) 認知症の人の家族等と医療・介護に関する関係機関との交流の促進

### (補助金の交付対象者及び要件)

第3条 補助金の交付対象者は、藤沢市を拠点として活動する2名以上の団体で、認知症カフェ事業において国、地方公共団体、社会福祉協議会その他これらに類する団体から、補助金その他これに相当するものの交付を受けていないものとし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 藤沢市内において開催すること。
- (2) カフェの参加費は無料若しくは実費相当とすること。
- (3) 2カ月に1回以上開催し、1回あたりの開催時間は概ね1時間以上とすること。ただし市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- (4) 認知症カフェの開催場所は、認知症の人が利用しやすく、少なくとも5人以上の参加者が共に集えるスペースを確保すること。
- (5) 地域住民、介護・医療に関する専門職の者等、誰もが参加しやすい環境を整えること。

- (6) 政治活動、宗教活動及び参加者に対する営業活動を行わないこと。
  - (7) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- 2 補助金の交付対象者は認知症カフェの開催日において次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 認知症の相談に応じ、適切な相談機関を紹介できるスタッフを1名以上配置すること。
  - (2) 当日の参加人数に応じて、安全を確保するために必要な人数のスタッフを配置すること。
  - (3) 認知症サポーター養成講座の受講等により認知症についての正しい知識を修得した地域のボランティアをスタッフとして受け入れるよう努めること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認知症カフェ事業の実施に必要な経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 需用費
  - (2) 役務費
  - (3) 使用料及び賃借料
  - (4) 交通費
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
- 2 補助金は補助対象経費から参加費等の収入額を控除した額とする。ただし認知症カフェ1回あたり3,000円を限度とし年度につき36,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市認知症カフェ事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市認知症カフェ事業（変更）計画書（第2号様式）
  - (2) 収支（変更）予算書（第3号様式）
  - (3) 団体名簿（任意様式）
  - (4) 誓約書（第4号様式）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、補助金交付の可否を決定し、藤沢市認知症カフェ事業補助金交付決定兼交付確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じる場合、又は補助金事業を中止しようとする場合は、あらかじめ藤沢市認知症カフェ事業補助金変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添付して、市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、藤沢市認知症カフェ事業補助金変更承認決定通知書（第7号様式）により、当該補助事業者に通知する。

(事業完了届兼実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、完了した日から市長が別に定める日までに藤沢市認知症カフェ事業完了届（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市認知症カフェ事業実施結果報告書（第9号様式）
- (2) 収支報告書（第10号様式）
- (3) 領収書又はその写し

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する藤沢市認知症カフェ事業完了届（第8号様式）の提出があったときは、補助対象事業の完了を確認し、その成果が交付決定の内容及び第3条に定める交付要件に適合すると認めるときは、交付の額を確定させ、藤沢市認知症カフェ事業補助金交付決定兼交付確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付時期)

第11条 補助事業者は前条の規定により補助金の交付確定を受けたときは、市長に対し市が指定する請求書により請求する。

2 市長は前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(備付帳簿)

第12条 補助事業者は、収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により作成した書類等は、補助事業の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消、返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げるときのほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(留意事項)

第14条 補助事業者は次に掲げる事項に留意して認知症カフェ事業を実施しなければならない。

- (1) 認知症カフェ参加者の個人情報の保護及びプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 茶菓子を提供するときは、衛生管理に十分留意すること。
- (3) 認知症カフェの周知を積極的に行うこと。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。